

第57回埼玉県合唱コンクール参加規程

1 部門・編成区分・人数

- (1) 実施部門は、小学校・中学校・高等学校・彩の国・大学職場一般部門とする。
- (2) 各部門の編成区分と出演人数は次のとおりとする。出演人数には指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。
- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 小学校部門（埼玉県独自の部門） | 8名以上 |
| 2 中学校部門混声合唱の部 | 8名以上 |
| 3 中学校部門同声合唱の部 | 8名以上 |
| 4 高等学校部門Aグループ | 8名以上32名以下 |
| 5 高等学校部門Bグループ | 33名以上 |
| 6 彩の国部門（埼玉県独自の部門） | 6名以上 |
| 7 大学職場一般部門大学ユース合唱の部 | 8名以上 |
| 8 大学職場一般部門室内合唱の部 | 6名以上24名以下 |
| 9 大学職場一般部門同声合唱の部 | 25名以上 |
| 10 大学職場一般部門混声合唱の部 | 25名以上 |
- (3) 参加申し込み後に編成区分を変更することはできない。また、関東・全国大会に出場する場合も、出場した本大会での編成区分を変更することはできない。

2 出演資格

- (1) 埼玉県合唱連盟に加盟している団体であること。ただし、小学校部門は加盟・非加盟を問わない。
- (2) 各部門の出演資格は次のとおりとする。

1 小学校部門

- ① 県内の同一小学校に在籍する児童で編成する合唱団。
- ② 複数校の児童で編成する合同合唱団で、常時活動しており、本連盟理事長の認定した合唱団。
- ③ 同一校から複数の合唱団が出演できる。ただし、出演団員は1回に限り出演できる。

2 中学校部門

- ① 県内の同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
- ② 複数校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動しており、本連盟理事長の認定した合唱団。
- ③ 同一校から複数の合唱団が出演できる。この場合それが本連盟に加盟すること。ただし、出演団員は同一種別（混声・同声）に1回に限り出演できる。

3 高等学校部門

- ① 県内の同一高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
- ② 複数校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動しており、

本連盟理事長の認定した合唱団。

- ③ 同一校から複数の合唱団が出演できる。この場合それが本連盟に加盟すること。ただし、出演団員は同一種別（混声・男声・女声）に1回に限り出演できる。
- ④ 中高一貫校として出場する中学生は規定上高校生として扱う。

4 彩の国部門

- ① 合唱団の編成についての制限はない。
- ② 他部門に重複して出場することはできない。
- ③ 同一団体から複数の合唱団が出演できる。この場合、少年少女団体を除きそれが本連盟に加盟すること。ただし、出演団員は1回に限り出演できる。

5 大学職場一般部門大学ユース合唱の部

- ① 合唱団員全員が、本年4月1日現在28歳以下であること。
- ② 本連盟が指定する書式により、合唱団員の名簿を提出する。
- ③ 同一合唱団は1回に限り出演できる。

6 大学職場一般部門室内合唱の部・同声合唱の部・混声合唱の部

- ① 前記1～5のいずれにも属さない合唱団であること。
- ② 同一合唱団は1回に限り出演できる。
- (3) 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、小学校部門・中学校・高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めた者に限る。

3 演奏

(1) 演奏曲について

- ① 小学校部門・中学校部門及び彩の国部門は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。自由曲は、曲目・曲数に制限はない。
- ② 高等学校・大学職場一般部門は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。自由曲は、曲目・曲数に制限はない。
- ③ 課題曲は、全日本合唱連盟発行の「合唱名曲シリーズ No.43」から1曲を選択して全員で演奏しなければならない。

(2) 演奏時間

次とおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

- ① 小学校部門・彩の国部門・・・演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分00秒以内とする。
- ② 中学校部門・・・演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- ③ 高等学校部門・・・自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- ④ 大学職場一般部門・・・自由曲の演奏開始から演奏終了まで

- 曲間を含めて8分30秒以内とする。
- (3) 伴奏楽器は自由とする。ピアノ（1台）以外は各団体で用意すること。
- (4) 本大会・関東大会・全国大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。
- (5) 各部門内での出演順は抽選により決定する。抽選は厳正に行い、抽選後の出演順の変更は原則として認めない。

4 経費

- (1) 団員1名につき以下の参加負担金を、参加申込みと同時に納入するものとする。
- 小学校部門 500円 ●中学校部門 600円
 - 高等学校部門 800円
 - 彩の国部門 小学生500円、中学生600円、
高校生800円、一般1,200円により合算
 - 大学職場一般部門 1,200円
- (2) 指揮者・伴奏者・独唱者には参加負担金を徴収しないが、合唱団メンバーに入って歌う場合は参加負担金を納入しなければならない。
- (3) 出演者以外の入場者は、中学生以下600円、高校生以上1,000円の入場料を納入する。開催日の3日間有効。
- (4) 著作権料は主催者が支払うので徴収しない。その他、コンクール参加に要する費用は、各合唱団の負担とする。

5 審査と表彰

- (1) 埼玉県合唱コンクール審査基準により、新增沢方式で順位を決定する。ただし彩の国部門は、各審査員が10点満点で採点し、その合計点数により賞を決定する。
- (2) 各合唱団には、審査員の協議により金・銀・銅・優良賞を贈る。
- (3) 審査員の協議により、各部門ごとに以下の特別賞を贈る。
- ①小学校部門・高等学校部門・・・埼玉県知事賞、
埼玉県教育委員会教育長賞、文化団体連合会賞、奨励賞
 - ②中学校部門・大学職場一般部門・・・
埼玉県知事賞
埼玉県教育委員会教育長賞（編成区分ごと）
文化団体連合会賞（編成区分ごと）
奨励賞（編成区分ごと）
 - ③彩の国部門・・・埼玉県合唱連盟理事長賞、彩の国特別賞
 - ④全日本合唱連盟理事長賞（中学校部門・高等学校部門・
大学職場一般部門の中から1団体）
- (4) 前年度全日本合唱コンクール全国大会に出演した団体を表彰する。

- (5) (2)(3)(4)の各賞については、該当団体がなく贈らないこともある。
- (6) 審査員
- ①小学校部門・中学校部門・高等学校部門
大学職場一般部門 大学ユース合唱の部
江上孝則・佐々木典子・清水雅彦・平松英子・保延裕史
 - ②彩の国部門
大学職場一般部門 室内・同声・混声合唱の部
小畠恒夫・佐々木典子・清水雅彦・永井和子・保延裕史
- (7) 審査用楽譜として自由曲の楽譜5部を、別紙要領により打ち合わせ会当日に提出する。楽譜はコンクール終了後に返却する。著作権法の規定により原則としてコピーは不可とする。

6 関東合唱コンクール推薦団体（埼玉県合唱連盟推薦）

- (1) 本大会の成績により、関東合唱コンクール埼玉県代表団体を決定する。
- (2) 関東合唱コンクールへの推薦は、中学校部門・高等学校部門・大学職場一般部門大学ユースの部・大学職場一般部門（大学ユース合唱の部以外）においてそれぞれ行う。
- (3) 参加団体数（シードを除く）に応じ、別表に規定された団体数を最上位から順に埼玉県代表として推薦する。

別表1 中学校・高等学校部門

部門別参加団体数 (シードを除く)	埼玉県合唱連盟推薦の代表団体数
5団体まで	2団体
6団体～10団体	3団体
11～15団体	4団体
16～20団体	5団体
21～25団体	6団体
26～30団体	7団体
31～35団体	8団体
36～40団体	9団体
41～45団体	10団体
以下5団体ごとに	+1団体

別表2 大学職場一般部門大学ユース合唱の部

参加団体数（シードを除く）	埼玉県合唱連盟推薦の代表団体数
3団体まで	1団体
4団体～7団体	2団体
8団体～11団体	3団体
12～15団体	4団体
以下5団体ごとに	+1団体

別表3 大学職場一般部門（大学ユース合唱の部以外）

参加団体数 (シードを除く)	埼玉県合唱連盟推薦の代表団体数
5団体まで	2団体（審査員の合議による。結果として0団体の編成区分が生ずる）
6団体～10団体	3団体
11～15団体	4団体
16～20団体	5団体
21～25団体	6団体
26～30団体	7団体
31～35団体	8団体
36～40団体	9団体
41～45団体	10団体
以下5団体ごとに	+1団体

8 その他

第6・9回関東合唱コンクール終了時まで、本コンクール及び関東コンクールの該当審査員の指導を受けることを禁じる。

万が一、違反があった場合には、厳重に対応することとする。

(中学校・高等学校部門) 河合孝夫・澤島富雄・鈴木茂明

樋本英一・渡辺三郎

江上孝則・佐々木典子・清水雅彦

平松英子・保延裕史

(大学職場一般部門) 河合孝夫・澤島富雄・鈴木茂明

長谷川冴子・樋本英一

江上孝則・佐々木典子・清水雅彦

平松英子・保延裕史・小畠恒夫・永井和子

(4) 中学校部門は、混声・同声各編成区分の参加団体数の比率から、

混声・同声それぞれの代表数を決定する。

(5) 高等学校部門においては、編成区分（A・B）に各1団体以上含まれなければならない。

(6) 大学職場一般部門（大学ユース合唱の部以外）においては、

3編成区分（室内合唱の部・混声合唱の部・同声合唱の部）に各1団体以上含まなければならない。参加団体数（シードを除く）が5団体以内の場合は、審査員の合議により2団体を決定する。

(7) 各部門の中で、1団体も出場団体のない編成区分がある場合は、

代表団体数は1団体減ずる。

7 関東合唱コンクール推薦団体（関東支部推薦・シード）

(1) 関東支部推薦のシード団体は、本コンクールに審査対象外として出演することにより、第6・9回関東合唱コンクールに出演する資格を与えられる。

(2) 関東支部推薦のシード団体は、前年度の全国大会に出演した時の部門・編成区分を変更して出場することはできない。